

岐阜県公報

目次

告示

道路の供用開始

収用委員会告示

収用の裁決手続の開始

公示

岐阜県収用委員会の審理の開始

落札者等に関する公示

(道路維持課) 三〇三

(収用委員会) 三〇四

(収用委員会) 三〇五

(図書館) 三〇六

告示

岐阜県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始する。告示する。

なお、その関係図面は、令和三年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 告示の 年月日 ほか)
県道	三川 輪島線	岐阜市岩田東二丁目三三〇番 地先から 同市同 一地先まで	四・一	令和 三・五・一六	令和 元・二・三
		三五四番			

岐阜県告示第二百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始する。告示する。

なお、その関係図面は、令和三年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和三年五月十八日

第 二 百 二 号

令 和 三 年 五 月 十 八 日

(火曜日)

及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は年月日のほか)
県道	御手洗花線	美濃市大字立花字岩下三九六番地先から 同市大字同 字大薙三七六番一 地先まで	一四・九	令和 三・五・一八	令和 二・二・一六

岐阜県告示第二百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は年月日のほか)
一般国道	百五十七号	本巣市三橋字系貫川通一〇九番一〇地先から 同市同 字瓜朽一番六地先まで	三九・〇	令和 三・五・一八	平成 二五・三・三

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和三年五月十八日

岐阜県収用委員会

会長 森 裕 之

- 一 起業者の名称
岐阜市
- 二 事業の種類

岐阜都市計画道路事業三・三・二〇号岐阜駅城田寺線

- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
土地の所在 岐阜県岐阜市大字則武字孫九郎起

地 番	地 目		地 積 (m ²)	収用しようとする土地の面積 (m ²)
	公簿	現況		
八〇四番一	宅地	宅地	一九八・三三	宅地 一・七 公衆用道路 四・五 合計 五・二
	公衆用道路	公衆用道路	二〇・五七	

注 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県土木整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。
四 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
株式会社水エジ	岐阜県岐阜市東鶯一丁目三〇番地一

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

氏名	株式会社大垣 共立銀行	住所	岐阜県大垣市郭町三丁目九八番地	権利の種類	根抵当権
----	----------------	----	-----------------	-------	------

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年四月十五日

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和三年五月十八日

岐阜県収用委員会

会長 森 裕 之

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道一五八号改築工事（中部縦貫自動車道「高山清見道路」・岐阜県高山市丹生川町坊方字小井戸ヶ洞地内から同町町方字城ヶ屋敷地内まで、同町新張字宮ノ上地内から同町新張字林ノ下地内まで及び同町新張字ホウシヨ地内から同市松本町地内まで）及びこれに伴う附帯工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 岐阜県高山市丹生川町町方字城ヶ屋敷

地番	地目		地積 (m ²)		収用しようとする土地の面積 (m ²)
	公簿	現況	公簿	実測	
一六三八番	山林	山林	三四	五四・元	二四六・七

注 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧

に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名	氏名	住所
矢実 英子（持分四分の一）	田中 正彦（持分四分の一）	柳谷 貴子（持分四分の一）
田中 寛彦（持分四分の一）	田中 寛彦（持分四分の一）	田中 寛彦（持分四分の一）
神奈川県相模原市南区上鶴間一丁目二六番六号	埼玉県戸田市喜沢二丁目三九番地の二二 高野荘 二〇三号室	香川県丸亀市土器町西五丁目二九八番地
		岐阜県高山市丹生川町町方一四四二番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年四月十五日

公 示

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

令和三年五月十八日

岐阜県収用委員会

会長 森 裕 之

一 起業者の名称

岐阜市

二 事件名

令和三年岐収委第一号及び第二号収用事件「岐阜都市計画道路事業三・三・二〇号

岐阜駅城田寺線」

三 期日
令和三年五月二十日（木） 午前十時三十分から

四 場所
岐阜市数田南一丁目一―番一―二―号
岐阜県水産会館二階中会議室

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

令和三年五月十八日

岐阜県収用委員会

会長 森 裕 之

一 起業者の名称
国土交通大臣

二 事件名

令和三年岐収委第三号及び第四号収用事件「一般国道一五八号改築工事（中部縦貫自動車道「高山清見道路」・岐阜県高山市丹生川町坊方字小井戸ヶ洞地内から同町町方字城ヶ屋敷地内まで、同町新張字宮ノ上地内から同町新張字林ノ下地内まで及び同町新張字ホウシヨ地内から同市松本町地内まで）及びこれに伴う附帯工事」

三 期日
令和三年五月二十日（木） 午前十時三十分から

四 場所
岐阜市数田南一丁目一―番一―二―号
岐阜県水産会館一階大会議室

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年五月十八日

岐阜県政事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県図書館図書購入業務に係る基本契約 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和3年2月5日
- 4 落札者を決定した日 令和3年3月19日
- 5 落札者の氏名及び住所 株式会社図書館流通センター
代表取締役 細川 博史
東京都文京区大塚三丁目1番1号
- 6 落札金額 1,000円（本体価格1,000円（消費税及び地方消費税相当額を加算していない額）の図書に対する額（装備代及びローカルデータ代を含む。）（消費税及び地方消費税相当額を加算してない額））
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県図書館企画課資料係
(2) 所在地 岐阜市宇佐四丁目2番1号

令和三年五月十八日発行

発行者 岐阜市数田南一丁目一―番一―号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶらんとびあ十三 一 岐阜文芸社